

令和7年度 第1回 豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和7年8月7日（木）午後2時から
豊田市役所 南52会議室

- 1 部長あいさつ
- 2 会長選出
- 3 会長あいさつ
- 4 議事

財政運営・改正

- 【協議事項1】令和8年度豊田市国民健康保険税率等について
- 【報告事項1】令和6年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- 【報告事項2】令和7年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について
- 【報告事項3】国民健康保険税率等の改正について

滞納削減

- 【報告事項4】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

保健事業

- 【報告事項5】豊田市特定健康診査等実施計画及び
豊田市国民健康保険データヘルス計画の取組状況について

- 5 その他

●今後の開催予定

- 第2回：令和7年11月27日（木）午後2時から（南52会議室）
- 第3回：令和7年12月11日（木） //

豊田市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：3年（令和7年5月24日～令和10年5月23日）

区分	氏名	性別	所属団体・職業	任期回数
被保険者 代表（5）	1 クロカワ テルアキ 黒川 照明	男		9期目
	2 オオサワ カツエ 大澤 勝江	女		2期目
	3 カミヤ ノリコ 神谷 のり子	女		1期目
	4 スズキ ヨウコ 鈴木 陽子	女		1期目
	5 ツクダ ヒトエ 佃 秀美穂	女		1期目
被用者保険 代表（2）	6 イバラギ ケイ 荻木 圭	男	全国健康保険協会愛知支部	1期目
	7 ミヤガワ ナオト 宮川 尚人	男	トヨタ自動車健康保険組合	2期目
保険医薬剤 師代表 （5）	8 イトウ タダシ 伊藤 直史	男	豊田加茂医師会	6期目
	9 ナルセ ノリヒコ 成瀬 徳彦	男	豊田加茂医師会	2期目
	10 コンドウ エイジ 近藤 栄治	男	豊田加茂医師会	4期目
	11 ツカモト ツグナリ 塚本 継也	男	豊田加茂歯科医師会	1期目
	12 シミズ ヒロシ 清水 比呂志	男	豊田加茂薬剤師会	2期目
公益代表 （5）	13 ヤスダ アキヒロ 安田 明弘	男	豊田市社会福祉協議会	2期目
	14 タカハシ ユキコ 高橋 由紀子	女	豊田市民生委員児童委員協議会	2期目
	15 サカミネ ヒデアキ 阪峯 秀明	男	豊田市国際交流協会	3期目
	16 コザワ ショウジ 小澤 尚司	男	愛知県国民健康保険団体連合会	3期目
	17 オダ ヤスオ 小田 康夫	男	豊田商工会議所	2期目

男性：12名 女性：5名 計17名

（敬称略）

令和7年8月7日

豊田市国民健康保険運営協議会会長 様

豊田市長 太田 稔彦



豊田市国民健康保険税率等について（諮問）

豊田市国民健康保険運営規則（昭和56年規則第27号）第2条の規定により、
令和8年度豊田市国民健康保険税率等について、貴協議会に意見を求めます。

【協議事項 1】 令和 8 年度豊田市国民健康保険税率等について

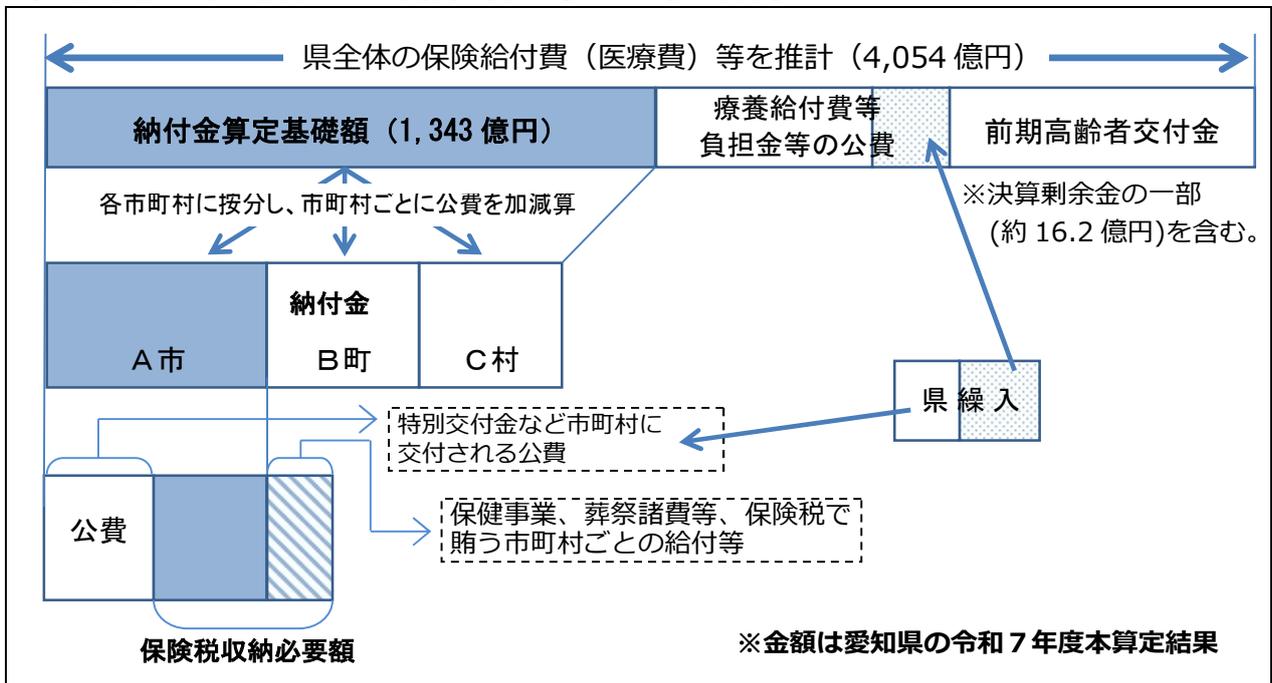
1 県が提示する国民健康保険事業費納付金等（納付金）の算定の考え方

(1) 納付金の概要

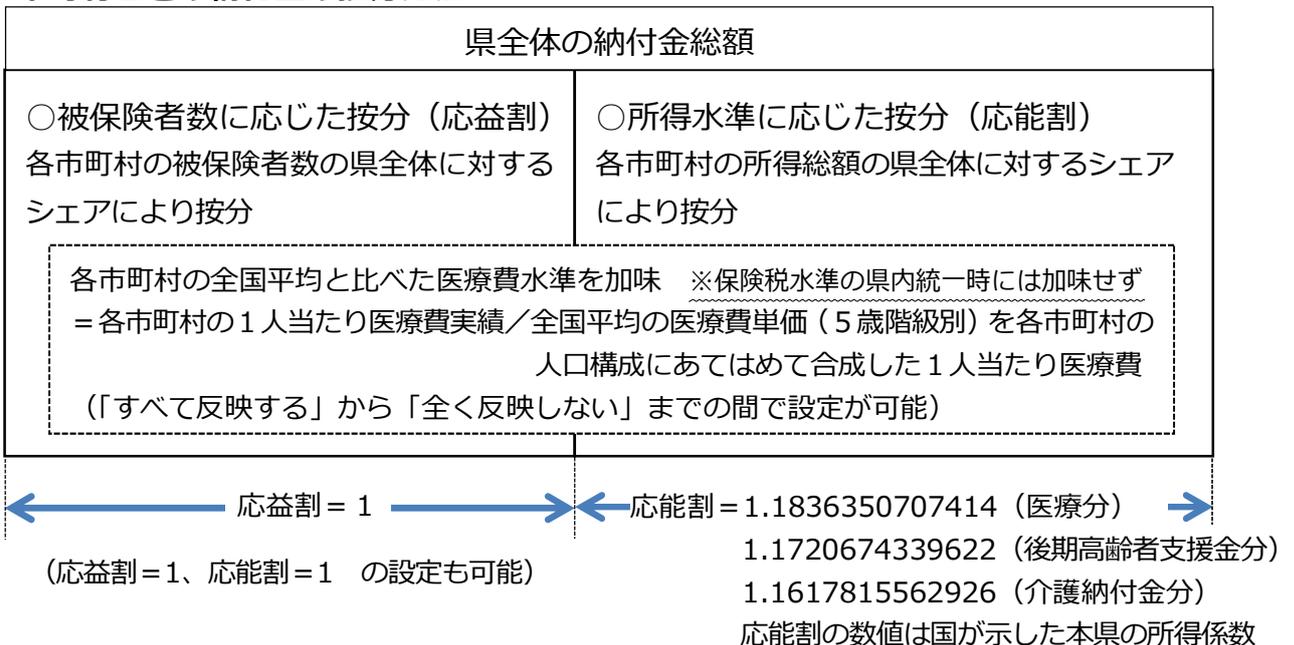
愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、各市町村は保険税を賦課・徴収する。



(2) 市町村ごとの納付金額と保険税の考え方（医療分）



(3) 市町村ごとの納付金の按分方法



(4) 令和8年度納付金算定の考え方について（県連携会議において協議中）

ア 被保険者数の推計方法：コーホート要因法（前年における1歳下の人口を「自然増減（出生と死亡）」及び「純移動（資格取得・喪失）」の実績に基づき推計）による。

イ 一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法：国が示す推計方法を基本とする。

ウ 医療費水準の反映：市町村ごとの医療費水準の違いを6割反映する。

※令和11年度の納付金ベースの保険税水準の県内統一に向け、令和7年度から段階的に医療費水準の反映を減らしていく。

エ 応能割の数値：国が示す全国平均の被保険者一人当たりの所得額における愛知県の所得額水準に応じた所得係数とする。（応益割：応能割＝1：1としない。）

オ 仮算定・本算定の提示時期は昨年どおりで変更なし

仮算定提示：11月中旬、本算定提示：1月中旬

(5) 愛知県における決算剰余金の活用について（県連携会議において協議予定）

令和7年度納付金算定では、決算剰余金（約49億円となる見込み）の活用ルールに則り、累積額の3分の1（約16.2億円）を活用し、令和7年度納付金の減算が行われた。

令和6年度の決算剰余金の見込みは約80億円で、令和8年度納付金算定時に活用できることが示されている。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり令和8年度納付金の算定における活用ルールは令和7年度と同様に、以下のとおりの案が予定されている。

【令和8年度以降の活用ルール（案）概要】

①納付金の急激な上昇を抑制するため、原則3年間で活用する。

②令和8年度納付金算定で累積額約80億円の3分の1を活用することを基本とする。

③令和7年度保険給付費の増加等で財源不足が見込まれる場合は、上限額を設けず令和7年度の執行に活用する。

④②を基本とするが、納付金の年度間の平準化を図るため、以下の場合には例外的に活用額の変更を可能とする。

ア 納付金が著しく上昇する場合

イ 納付金の伸びが小さく、剰余金の活用による必要性が低い場合

2 令和8年度保険税率の見直しを検討する上での今後の主な論点

将来的に保険税率の急激な引上げにならないように配慮するためには、段階的に本来集めるべき保険税水準に近づける必要がある。

このことを踏まえ、令和元年度国保運営協議会の審議により、「県の激変緩和措置が終了する令和5年度までの4年間で保険税率を改定する場合、単年の引上げ幅が大きくなるため、その2倍の8年間程度をかけて、令和9年度までに緩やかに引上げを実施する（※）ことが適当」と答申があった。また、令和2年度以降の答申もこの考え方を継承し、令和5年度に再度2年延長し、令和11年度までに実施することとした。

令和8年度保険税率等の見直しを検討する際には、これまでの答申を踏まえつつ、新たな変動要因も注視する必要がある。

※豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」）を活用した本市独自の激変緩和措置

(4) 国民健康保険事業財政調整基金（基金）の活用

令和6年度は、17億4千万円余を取り崩し、13億8千万円余を積み立てたため、年度末の基金残高は19億7千万円余となった。

なお、令和7年度は年度当初に13億8千万円余を取り崩しており、市独自の激変緩和を実施するためには、引き続き一般会計からの繰入などの方法により、基金規模（保有額）が確保できるように積立が必要である。一般会計からの繰入については、市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう慎重に検討する。

【参考】基金残高の推移

(単位：億円)

	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末	R7予定
(取崩)	6.4	10.7	17.7	14.0	16.5	17.5	13.8
(積立)	0	9.3	12.2	22.2	17.5	13.8	未定
差額	△6.4	△1.4	△5.5	8.2	1.0	△3.7	未定
残高	21.1	19.7	14.2	22.4	23.4	19.7	未定

(5) 保険税水準等の県内統一（※）の影響（県連携会議において協議予定）

ア 納付金ベースの県内統一

令和5年10月に国が「保険料水準統一加速化プラン」を策定し、県内統一に向けた動きを加速させていくこととされた。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）において、国民健康保険制度について保険料水準の統一を徹底することが明記されたこと等を踏まえ、都道府県における保険料水準統一の取組の更なる加速化に資するよう、加速化プランが改定された。

愛知県においては、令和11年度までに納付金ベースの県内統一を目指す方針が決定され、第3期愛知県国保運営方針（対象期間：令和6年度～11年度）にも盛り込まれている。

令和7年度から、納付金ベースの県内統一を一部反映（医療費水準の違いを無くすため、毎年度2割ずつ引き下げ）した納付金算定が行われていること、令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い子ども・子育て納付金が追加されることから、納付金が増加する傾向にあるため、影響を注視し、保険税率の議論に加味していく必要がある。

※保険税水準の県内統一：統一のレベルにより、愛知県では以下の2段階に分けて実施される予定。

【納付金ベース】市町村ごとの医療費水準の違いを反映しない。

【完全統一】県内どの市町村に住んでいても同じ家族構成・所得なら同じ税(料)。

イ 県内の保険税水準の完全統一

改定後の保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、次期国保運営方針期間（令和12年度～17年度）を納付金ベースの統一から完全統一に向けた移行期間として、中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指すことが示された。愛知県においては、完全統一に向けた協議を進め、令和8年度までに完全統一の目標年度設定を行う予定である。

(6) 受益と負担の公平性に関する取組

第3期愛知県国保運営方針において、県内統一に向けては、保険税水準を統一する「負担の公平性」と同時に、保健事業や各種給付を統一する「受益の公平性」についても検討を進めていく必要があると示されており、今後検討が進められる。

市町村ごとに異なる制度運用を行っているものとして、申請に基づき国民健康保険税を減免する市町村条例減免（いわゆる「独自減免」）がある。当市の減免基準は県内他市と比較してかなり寛容であることから、県内平均レベルを目指した見直しを行う必要がある。

(7) 子ども・子育て支援金制度の創設

こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設される。

ア 国民健康保険税の区分

健康保険法においては、子ども・子育て支援金に係る料率は、医療保険上の給付や介護保険に係る保険料率とは区別した上で、保険料の一部として規定することとされており、現在の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加えて「支援納付金分」が新設される。

現在の区分		新しい区分
医療分	後期高齢者支援金分	子ども・子育て支援納付金分
	介護納付金分 (40～64歳の方)	

イ 子ども・子育て支援金に関する試算

医療保険加入者一人当たりの平均月額を、下表のとおり見込まれている。

	加入者一人当たり支援金額 (平均月額)		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

※子ども家庭庁資料をもとに作成。

3 令和8年度納付金・標準保険税率、運営協議会に関するスケジュール（予定）

時期	主体	内容	運営協議会	当初予算 編成	
R7	7月 下旬	国	公費のあり方提示	—	—
	11月 中旬	県→市	納付金仮算定額・標準保険税率の提示 (仮係数をもとに算定)	第2回 11/27 予定	●
	12月 末日	国→県	国から確定係数の提示	第3回 12/11 予定 ※答申は後日	●
R8	1月 中旬	県→市	納付金確定額・標準保険税率の提示 (確定係数をもとに算定) ※算定結果によっては再協議等が必要	—	—

4 令和7年度国保保険料（税）に関する参考資料

(1) 令和7年度豊田市税率と標準保険税率の比較

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
豊田市税率	6.39	28,800	22,000	2.34	11,000	6,500	2.16	10,500	5,800
市町村 標準保険税率	7.70	33,036	21,446	2.85	12,057	7,827	2.39	12,128	6,003

(2) モデル世帯での税額（年額）シミュレーション

(単位：円)

	豊田市税率 ①	市町村標準保険税率 ②	差額 ②-①
ケース① ・43才単身世帯 ・世帯主の給与収入55万円以下（給与所得0円） ※低所得世帯に係る軽減：7割	25,200	27,600	+2,400
ケース② ・67才夫婦の2人世帯 ・世帯主の年金収入250万円（年金所得140万円） ※低所得世帯に係る軽減：2割	171,000	197,800	+26,800
ケース③ ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入228万円（給与所得152万円） ※低所得世帯に係る軽減：5割	225,800	260,800	+35,000
ケース④ ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入567.5万円（給与所得410万円） ※低所得世帯に係る軽減：なし	614,000	714,600	+100,600

※市町村標準保険税率：各市町村の収納率の違いなどを加味した保険料（税）率。

＜最終的に目指す水準に到達するまでの過程の目安＞

※子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が5割軽減されるため、上表の金額より低くなる。

【報告事項1】令和6年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて

歳入歳出決算額

	令和6年度決算	令和5年度決算
歳入総額…A	35,902,504千円	36,697,401千円
歳出総額…B	35,192,433千円	36,109,965千円
実質収支額…A-B	① 710,071千円	587,436千円

令和6年度決算のポイント

- ① 実質収支は7億1千万円余の黒字となったものの、前年度繰越金5億8千万円余を除いた単年度収支は1億3千万円余の黒字で、引き続き厳しい財政状況となった。
- ② 歳入のうち、一人当たり国民健康保険税は前年度から7,000円(6.5%)増加した。
- ③ 歳出のうち、一人当たり保険給付費は、前年度から3,724円(1.1%)増加し、一人当たり国民健康保険事業費納付金は前年度から8,207円(5%)増加した。

●歳入

(単位：千円、%)

(単位：円)

款	予算現額	令和6年度決算額	令和5年度決算額	決算構成比	令和6年度決算額(一人当たり)			
					令和6年度決算額	令和5年度決算額	増減	
1 国民健康保険税	7,183,720	7,331,560	7,254,692	20.4	国民健康保険税	② 115,300	108,300	7,000
2 国庫支出金	191	190	721	0.0	国庫支出金	3	11	△8
3 県支出金	22,805,040	22,196,584	23,129,642	61.8	県支出金	349,074	345,286	3,788
4 財産収入	1,136	1,136	644	0.0	財産収入	18	10	8
5 繰入金	5,800,684	5,731,695	5,684,530	16.0	繰入金	90,139	84,860	5,279
6 繰越金	587,436	587,436	550,158	1.6	繰越金	9,238	8,213	1,025
7 諸収入	77,160	53,903	77,014	0.2	諸収入	848	1,149	△301
合計	36,455,367	35,902,504	36,697,401	100.0	合計	564,620	547,829	16,791

(単位：千円)

繰入金の内訳	令和6年度決算額	令和5年度決算額	増減
基盤安定繰入金	1,421,368	1,371,868	49,500
未就学児/産前産後繰入金	17,437	15,716	1,721
職員給与費等繰入金	724,933	341,859	383,074
出産育児一時金等繰入金	40,088	48,303	△8,215
財政安定化支援事業繰入金	123,362	123,251	111
保健事業繰入金	200,835	206,386	△5,551
その他一般会計繰入金	1,455,411	1,929,759	△474,348
基金繰入金	1,748,261	1,647,388	100,873

(単位：千円)

その他繰入金の内訳	令和6年度決算額	令和5年度決算額	増減
福祉医療波及分	182,176	160,979	21,197
国保税減免分	21,582	20,519	1,063
基金積立分	1,251,653	1,748,261	△496,608
決算補てん分	0	0	0

●歳出

(単位：千円、%)

(単位：円)

款	予算現額	令和6年度決算額	令和5年度決算額	決算構成比	令和6年度決算額(一人当たり)			
					令和6年度決算額	令和5年度決算額	増減	
1 総務費	753,709	737,756	343,620	2.1	総務費	11,602	5,130	6,472
2 保険給付費	23,009,609	21,829,670	22,747,448	62.0	保険給付費	③ 343,304	339,580	3,724
3 国民健康保険事業費納付金	10,909,093	10,909,092	10,942,688	31.0	国民健康保険事業費納付金	③ 171,562	163,355	8,207
4 保健事業費	345,426	298,392	304,450	0.8	保健事業費	4,693	4,545	148
5 基金積立金	1,382,789	1,382,789	1,748,905	3.9	基金積立金	21,746	26,108	△4,362
6 諸支出金	49,741	34,734	22,854	0.1	諸支出金	546	341	205
7 予備費	5,000	0	0	-	予備費	0	0	0
合計	36,455,367	35,192,433	36,109,965	100.0	合計	553,453	539,059	14,394

【報告事項2】令和7年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について

歳入歳出予算額

	令和6年度当初予算 (A)	令和7年度当初予算 (B)	増減 (B/A)
歳入総額	35,103,946千円	32,306,109千円	△8.0%
歳出総額	35,103,946千円	32,306,109千円	△8.0%

●歳入

(単位：千円、%)

款	令和6年度	令和7年度	増減
1 国民健康保険税	7,183,720	6,891,967	△4.1
2 国庫支出金	1	2	+100.0
3 県支出金	23,281,778	21,479,060	△7.7
4 財産収入	1,210	4,030	+233.1
5 繰入金	4,531,052	3,819,983	△15.7
6 繰越金	20,000	20,000	0.0
7 諸収入	86,185	91,067	+5.7
合計	35,103,946	32,306,109	△8.0

(単位：千円)

繰入金の内訳	令和6年度 当初	令和7年度 当初	摘要
基盤安定繰入金・未就学児繰入金・産前産後税繰入金	1,391,866	1,438,806	令和6年度交付額を計上
職員給与費等繰入金	745,841	358,134	システム標準化費用の減額
出産育児一時金等繰入金	73,334	56,000	歳出見込み額を計上
財政安定化支援事業繰入金	123,251	123,362	愛知県が算出した額を計上
保健事業繰入金	247,104	243,652	歳出見込み額を計上
その他一般会計繰入金	201,395	218,376	福祉医療波及・税減免を計上
基金繰入金	1,748,261	1,381,653	

●歳出

(単位：千円、%)

款	令和6年度当初	令和7年度当初	増減
1 総務費	747,058	505,679	△32.3
2 保険給付費	23,055,609	20,938,796	△9.2
3 国民健康保険事業費納付金	10,902,749	10,445,351	△4.2
4 保健事業費	352,318	367,251	+4.2
5 基金積立金	1,210	4,030	+233.1
6 諸支出金	40,002	40,002	0.0
7 予備費	5,000	5,000	0.0
合計	35,103,946	32,306,109	△8.0

【報告事項3】国民健康保険税率等の改正について

1 令和7年度国民健康保険税率の改正内容

令和6年度国民健康保険運営協議会の答申に基づき、以下のとおり税率等を改正

※課税限度額については、地方税法施行令の一部改正に伴い改正

区分	内容		税率等		
			医療分 (全加入者)	後期支援分 (全加入者)	介護分 (40歳から64 歳の加入者)
所得割	加入者の前年中 の所得に応じて 算出	改正前	6.15%	2.17%	1.84%
		改正後	6.39%	2.34%	2.16%
		増減	+0.24%	+0.17%	+0.64%
均等割	加入者の人数に 応じて算出	改正前	26,100円	11,000円	10,500円
		改正後	28,800円	11,000円	10,500円
		増減	+2,700円	—	—
平等割	すべての世帯が 同額を負担	改正なし	22,200円	6,500円	5,800円
課税限度額		改正前	65万円	24万円	17万円
		改正後	66万円	26万円	17万円
		増減	+1万円	+2万円	—

2 法定軽減の主な改正内容

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置（7割・5割・2割）のうち、5割、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げる。

<改正の内容>

項目		所得の基準額
5割軽減	改正前	基礎控除額（43万円）+ 29.5万円×被保険者数等 + 10万円×（給与所得者等の数－1）
	改正後	基礎控除額（43万円）+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数等 + 10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	改正前	基礎控除額（43万円）+ 54.5万円×被保険者数等 + 10万円×（給与所得者等の数－1）
	改正後	基礎控除額（43万円）+ <u>56万円</u> ×被保険者数等 + 10万円×（給与所得者等の数－1）

※ 軽減の対象は、国民健康保険税のうち均等割と平等割

【報告事項4】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

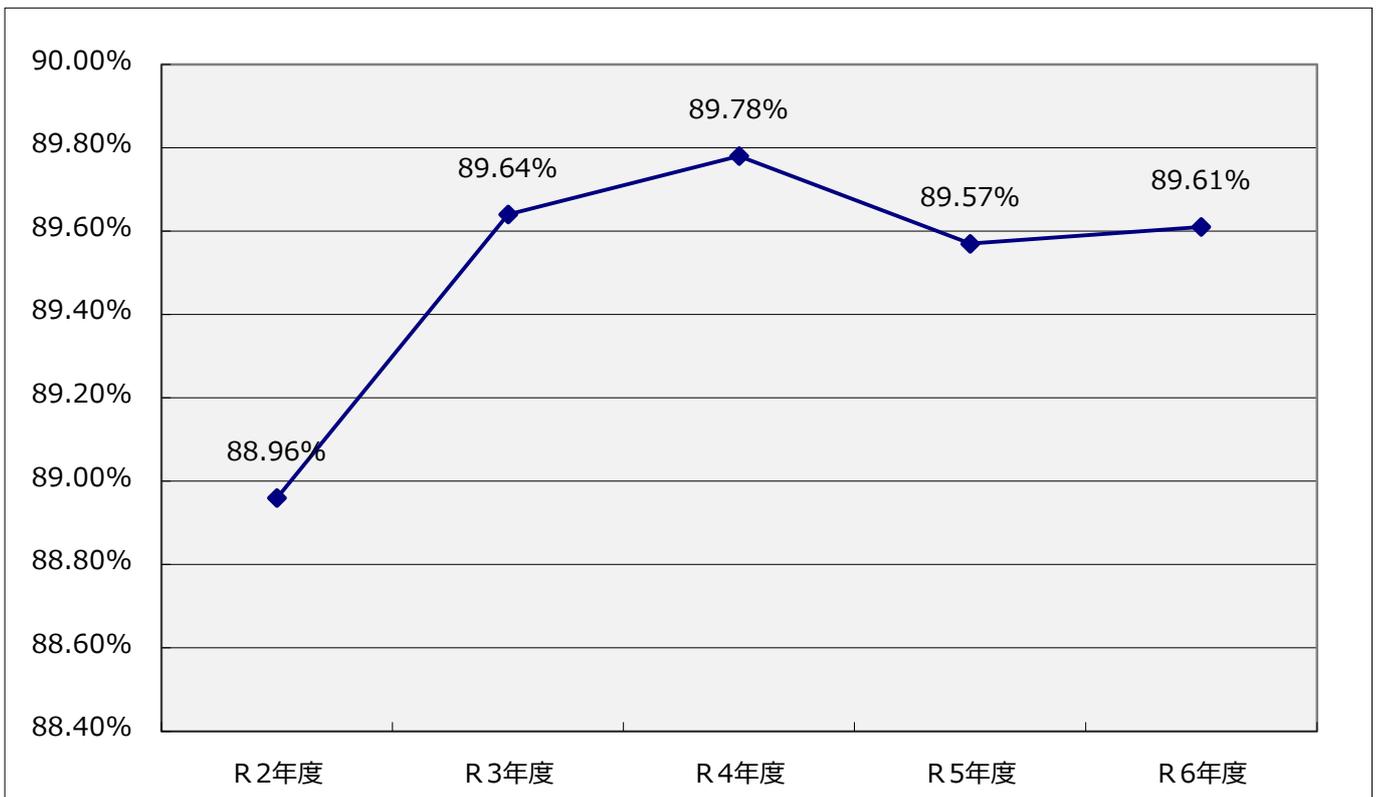
1 収納率の推移（令和2年度～令和6年度）

（1）現年・滞納繰越別収納率の推移

（単位：百万円、百万円未満切捨て）

	現年度分			滞納繰越分			合計		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
R2年度	7,847	7,551	96.23%	934	260	27.92%	8,781	7,811	88.96%
R3年度	7,643	7,397	96.78%	867	232	26.75%	8,511	7,629	89.64%
R4年度	7,585	7,325	96.58%	806	208	25.84%	8,391	7,534	89.78%
R5年度	7,336	7,062	96.27%	763	191	25.13%	8,099	7,254	89.57%
R6年度	7,418	7,114	95.91%	763	217	28.44%	8,181	7,331	89.61%

（2）合計収納率の推移



2 令和6年度の取組実績

- （1）滞納者に対する催告の実施（67,642件※）
※窓口委託事業者による電話、SMS、文書催告（国民健康保険税含む）
- （2）滞納防止のための口座振替の勧奨（年度当初納税通知書に同封した申込書12,739件）
- （3）財産調査の徹底による早期の差押の実施（1,042件）
- （4）納付困難な状況に応じた納税の猶予の実施（9件）

3 令和7年度数値目標

現年度収納率	95.91%
過年度収納率	28.44%

4 令和7年度取組

- (1) 滞納者への早期の納付催告
SMS（ショートメッセージサービス）、催告ハガキ、督促状発送後の架電など、滞納者の状況に応じた納付催告を実施する。
- (2) 滞納防止のための口座振替の勧奨
国保年金課が発送する年度当初の納税通知書に口座振替の申込書を同封し、口座振替への切り替えを勧奨する。加入手続の際には窓口の職員が勧奨を行う。
また、電話催告時にも口座振替の勧奨を行う。
- (3) 滞納整理の適正な実施
支払能力のある滞納者に対して財産調査を着実にを行い、財産があった場合は早期に差押を実施する。
- (4) 納付困難な状況に応じた納税の猶予の実施
納税の猶予の対象となり得る滞納者は、状況に応じて猶予制度を案内する。
- (5) 特別療養費制度の実運用開始に伴う折衝機会の創出
令和6年12月2日から全国的にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行し、被保険者証と短期被保険者証が廃止された。これを踏まえ、国民健康保険税の滞納者との折衝の機会を確保することを目的として、令和8年度における特別療養費制度の本格運用開始に向けた準備を進める。

5 その他（滞納状況）

- (1) 滞納金額（各年度決算時点）（単位：百万円、百万円未満切捨て）

対象年度	現年度分	滞納繰越分	合計
令和4年度	258	507	765
令和5年度	273	492	765
令和6年度	303	482	785

- (2) 滞納世帯数（各年度5月末時点）

対象年度	滞納者世帯数	世帯数	滞納世帯割合
令和4年度	2,359世帯	45,006世帯	5.2%
令和5年度	2,403世帯	43,379世帯	5.5%
令和6年度	2,572世帯	41,987世帯	6.1%

※滞納者世帯数の算出に当たっては、国保年金課で保有している国民健康保険税滞納者情報及び国民健康保険被保険者情報を突合し、月末時点で滞納世帯かつ国保資格がある世帯を集計した。

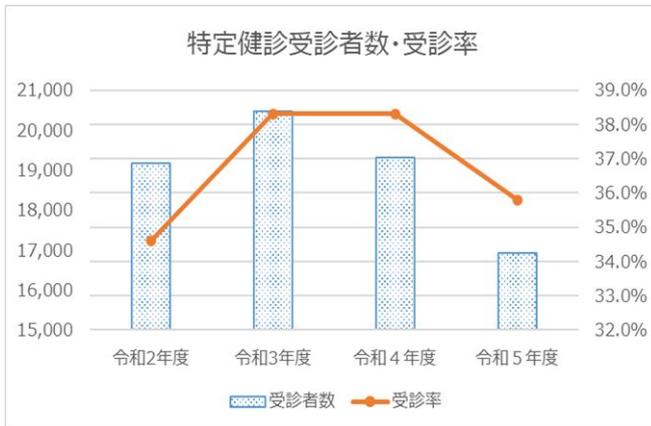
【報告事項 5】 豊田市特定健康診査等実施計画及び 豊田市国民健康保険データヘルス計画の取組状況について

1 目標値(法定報告値)

・ 特定健康診査受診率	令和11年度	45%
・ 特定保健指導実施率（終了率）	令和11年度	25%

2 特定健康診査・特定保健指導 法定報告値

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定健康診査受診率	実績	34.6%	38.3%	38.3%	35.8%	令和7年 11月公表
	対象者数	55,403人	53,482人	50,421人	47,288人	
	受診者数	19,166人	20,475人	19,322人	16,923人	
特定保健指導実施率（終了率）	実績	5.0%	8.7%	18.1%	15.0%	令和7年 11月公表
	対象者数	1,917人	1,985人	1,867人	1,562人	
	終了者数	95人	172人	337人	234人	



3 特定健診受診率の推移

単位：人

年度		40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	合計
令和2年度	対象者	6,160	6,170	19,805	23,268	55,403
	受診者	830	1,233	7,070	10,033	19,166
	受診率	13.5%	20.0%	35.7%	43.1%	34.6%
令和3年度	対象者	5,804	6,239	18,530	22,909	53,482
	受診者	951	1,414	7,437	10,673	20,475
	受診率	16.4%	22.7%	40.1%	46.6%	38.3%
令和4年度	対象者	5,450	6,387	17,419	21,165	50,421
	受診者	860	1,421	7,124	9,917	19,322
	受診率	15.8%	22.2%	40.9%	46.9%	38.3%
令和5年度	対象者	5,201	6,436	16,469	19,182	47,288
	受診者	822	1,343	6,344	8,414	16,923
	受診率	15.8%	20.9%	38.5%	43.9%	35.8%

※2年度は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特定健診の実施を一時見合わせていた時期あり。

出典：法定報告

第3期豊田市国民健康保険データヘルス計画

保健事業の取組実績

事業名	担当課	事業概要	評価指標	計画策定時実績 (令和4年度)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				目標値	実績	目標値	実績						
1 特定健康診査事業	健康政策課	特定健康診査の対象者に健診を実施する。 また、未受診者に対して受診勧奨通知の送付や、事業主健診等の結果提供依頼を行う。	1 特定健康診査受診率	40 %	38.3 %	41 %	42 %	43 %	44 %	45 %			
			2 特定健康診査受診率 (40・50歳代)	目標値	17.5 %	(40代) 16 %	18 %	18.5 %	19 %	19.5 %	20 %		
				実績	23.5 %	(50代) 22 %	24 %	24.5 %	25 %	25.5 %	26 %		
			アウト プット	3 事業主健診等の情報提供者数	93 人	100 人	150 人	200 人	250 人	300 人	350 人		
				4 受診勧奨者の受診率 (若年層(40・50歳代)対象)	—	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %		
2 特定保健指導事業	健康政策課	特定保健指導の対象者に保健指導を実施する。 また、未利用者に対して電話等による利用勧奨や、事業主健診等の結果提供依頼を行う。	1 受診勧奨者の受診率 (長期未受診・不定期受診者・新規届保加入者対象)	35 %	33.6 %	35 %	35 %	35 %	35 %	35 %			
			2 メタボリックシンドローム該当者割合	21.2 %	21.2 %	20.8 %	20.6 %	20.4 %	20.2 %	20.0 %			
			3 受診勧奨後の受診率	9.8 %	9.8 %	9.4 %	9.2 %	9.0 %	8.8 %	8.6 %			
			4 受診勧奨後の受診率	10.8 %	10.8 %	10.6 %	10.2 %	10.0 %	9.8 %	9.6 %			
			5 受診勧奨後の受診率	18.1 %	18.1 %	21 %	22 %	23 %	24 %	25 %			
3 糖尿病性腎症 重症化予防事業	健康政策課	保健師等が訪問・面接・電話・手紙等により、対象者へ特定健康診査結果の説明や医療機関への受診勧奨及び生活習慣改善に向けた保健指導を行うこと で、適切に医療に結びつけ、糖尿病の重症化を予防する。	1 特定保健指導実施率(終了率)	68 人	53 人	84 人	100 人	116 人	133 人	150 人			
			2 健診当日の指導利用者数	12.6 %	12.5 %	12.7 %	12.8 %	12.9 %	13.0 %	13.1 %			
			3 指導利用勧奨者の指導利用率	8.5 %	8.5 %	8.5 %	8.5 %	8.5 %	8.5 %	8.5 %			
			1 受診勧奨による特定保健指導対象者の減少率	35.1 %	35 %	35.2 %	35.3 %	35.4 %	35.5 %	35.6 %			
			2 特定保健指導対象者減少率	22.6 %	17 %	17.2 %	17.3 %	17.4 %	17.5 %	17.6 %			
4 高血圧 重症化予防事業	健康政策課	血圧値が受診勧奨判定値を超える者に対して、放置した場合は重症化に陥るリスクが高くなるため、適切な医療機関受診を促す。	1 受診勧奨実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			2 保健指導事業参加者数とその割合	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			1 受診勧奨後の医療受診率	51 %	50 %	52 %	53 %	54 %	55 %	56 %			
			2 HbA1c8.0%以上の者の割合	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %			
			1 受診勧奨実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
5 生活習慣病 予防教室	健康政策課	特定保健指導の対象とはならないが、血圧、脂質、血糖、尿たんぱく等の値が正常範囲を超えている者に対して、生活習慣改善のための保健指導を行う。	1 教室参加人数・率	5 %	4.7 %	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %			
			1 検査値の改善率	80 %	59.1 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %			
			2 行動改善率	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %			
			1 差額通知発送者数・率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			1 ジェネリック医薬品の使用割合(数量)	3,899 人	81.8 %	80 %	80 %	80 %	80 %	80 %			
6 ジェネリック 医薬品の 啓発事業	国民年金課	ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤料を通知する。	1 通知者数・率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			2 訪問・電話での指導実施者数・率	2 人	0 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			1 対象者の重複・多剤投与等の改善者数・率	50 %	50 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %			
			1 健康相談の実施回数、参加者数	45 回	45 回	49 回	51 回	53 回	55 回	57 回			
			2 ヘルスサポートリーダーの活動回数	360 回	354 回	365 回	370 回	375 回	380 回	385 回			
7 重複・多剤 服薬者対策事業	健康政策課	手紙・訪問・電話等で医療機関への受診状況や服薬状況等を確認し、指導する。	1 健康教育の実施回数、参加者数	2,060 人	2,000 人	2,120 人	2,180 人	2,240 人	2,300 人	2,360 人			
			2 健康相談の実施回数、参加者数	126 回	2,000 人	126 回	126 回	126 回	126 回	126 回			
			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	32 回	30 回	34 回	36 回	38 回	40 回	42 回			
			2 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	860 人	800 人	920 人	980 人	1,040 人	1,100 人	1,160 人			
			1 健康アプリの登録者数	427 回	800 人	427 回	427 回	427 回	427 回	427 回			
8 ヘルスサポート リーダーが行う 健康づくり 啓発事業	健康づくり 応援課	学校、自治区等を対象に健康教育、健康相談を実施する。	1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	360 回	354 回	365 回	370 回	375 回	380 回	385 回			
			2 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	336 回	7,959 人	336 回	336 回	336 回	336 回	336 回			
			1 ヘルスサポートリーダーの活動回数	8,280 人	7,959 人	8,395 人	8,510 人	8,625 人	8,740 人	8,855 人			
			2 ヘルスサポートリーダーの活動に参加した市民の数	9,953 人	9,953 人	9,953 人	9,953 人	9,953 人	9,953 人	9,953 人			
			1 健康アプリの登録者数	2,000 人	1,522 人	2,500 人	3,000 人	3,600 人	4,300 人	5,000 人			
9 ICTを活用した 健康づくり事業	健康づくり 応援課	健康アプリ等のICTを活用し、市民の主体的な健康づくりを支援する。	1 健康アプリの登録者数	2,000 人	1,522 人	2,500 人	3,000 人	3,600 人	4,300 人	5,000 人			
			2 健康アプリの登録者数	2,375 人	2,375 人	2,375 人	2,375 人	2,375 人	2,375 人	2,375 人			